

令和4年5月27日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社十六銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
桜山支店	愛知県名古屋市昭和区桜山町3丁目58	愛知県名古屋市昭和区桜山町5丁目91	令和4年5月16日

（2）変更の理由

店舗の移転のため